

中国における最近の障害児教育の展開

西 信高*・邱 玉婧**・胡 勇***

Nobutaka NISHI, Qiu Yu Jing, Hu Yong
The Latest Development in Special Education in China

[キーワード：中国、障害児教育、知的障害、統合化]

はじめに

1996年、北京の当代中国出版社から上下2巻の「当代中国教育」が出版された。¹⁾両巻合わせて総ページ数1,365、現代中国の教育事情を網羅したものであり、最新の情報が盛り込まれている。障害児教育に関しても当然一つの章がたてられているのであるが、その章は「第13章 特殊教育と工読教育」となっている。「工読学校」は、日本の教護院もしくは少年院にあたるもので、「工読教育」とは、すなわち軽犯罪を犯したりあるいは非行歴を持つ少年を対象とし、労働と学習を通じて更正させるための教育ということになる。日本では、これら二つの教育分野を合わせて一つの章に包含するといった発想は現代においてはふつうには行われぬが、「障害者対策基本法」の「対策」と相通じるものといえる。両者における共通項は、社会的に好ましからざる存在、可能ならば出現を阻止したい存在ということであり、すでに存在している以上なんらかの「対策」を講じなければならないということである。

その第13章の中で、障害児教育そのものが記述されているページ数は13、総ページ数の1%にしかすぎない。日本ではそれほど重視されない少数民族教育に142ページを割いているなど、社会体制や国情の相違に由来する面もあることを考慮すべきとしても、いかにも比重が小さいという印象は拭えない。

本稿では、本書の内容を概観しながら、中国における

障害児教育をめぐるいくつかの問題について、検討しておきたい。

I 障害児学校・学級の設置に関する方針転換

第13章の第1節は、「新中国の特殊教育体系の建設」となっている。1874年に北京で最初の盲学校が設立されて以来の歴史が要約されている。1957年に教育部が「盲学校、聾啞学校を重視すべし」という指示を出したが、これを反映して、前半部分で展開されている歴史は、視覚及び聴覚障害児の教育の歴史のみとなっている。

知的障害については、1980年代になって初めて記述されることとなる。そのころからようやく各地で発展してきたことによるものであるが、1991年には知的障害児学校235校、通常の学校に設置される知的障害児のための学級1,235、それらの在籍者数は29,381人と記されている。

第一節の二は「特殊教育の発展方針」となっている。

中国の障害児教育の発展と進歩は、先進国と比べても、また中国の社会的経済的発展の求めるところからしても未だに大きく立ち後れていることが指摘され、総体的な状況を見た場合、障害児教育の基礎が薄弱であり、障害児教育の体系が整備されておらず、障害児の入学率が未だに低いということになる。

1988年11月、国家教育委員会、民生部、そして中国障害者連合会が、北京で「全国特殊教育工作会议」を開い

た。その会議において、全国の経験交流等を通じて、今後の障害児教育の発展に向けての指導方針や政策などが検討された。そしてその成果は、「特殊教育を発展させるための若干の意見」としてまとめられた。これは翌89年5月4日に國務院から各行政機関に配布された。そこには今後障害児教育を発展させるための基本方針が述べられている。障害児教育も「中華人民共和国義務教育法」の規定にそってすすめるなければならないというのが、総論的な土台となっているが、各論的な面ではこれまでの方針について大きな転換があった。つまり、障害児のための学校や学級を彼らの主要な教育機関とみなして固執することなく、通常の学校や学級その他さまざまな教育機関を活用すべきというものである。「統合」あるいは「統合教育」といった用語は使われていないが、実質的には「インテグレーション」の促進を意味していると理解できる。

知的障害児の教育については以下のようにも記述されている。

そしてこの項の最後では、西暦2000年までに全国の視覚・聴覚・知的障害の各学齢児の多数が学校へ入学し学習できるように最大の努力を払うべきことが述べられている。

上記が第一節の概要である。

中国の6歳から14歳までの学齢障害児の数はほぼ600万²⁾とされるが、Lewis J. ら³⁾ (1997) は、この数と就学率の引き上げ政策に関連してつぎのように指摘している。

最近の資料によると、600万学齢障害児がおりそのうちの50%300万人が何らかのかたちで学校教育に組み込まれており、約22万人が特別な学校ないし学級に就学している。その残り、つまり大半が、通常の学級に在籍している。

このことは、約300万の障害を持つ子どもが現在学校への就学の道が閉ざされていることを意味する。

1996年5月に、中国は、この現状を改善するために、今後5年間に80%の障害児を就学させるに足る学校教育施設を設置する計画を立てた。

(600万の障害児を今後5年間で80%の就学率にまで上げるという)中国の教育目標からすると、180万の学校施設が必要となる。けれどもこの目標を特殊学校を建設することによって達成するということは提起されていない。

この目標を達成するために、中国政府教育当局はインテグレーションの方向へと政策上の転換を図ることを表明している。これは、国内すべての地域において少なくとも一つの特別学校へ就学できるようにするために1400

の特別学校を2000へ増やすとしたこれまでの言明を翻すものである。

インテグレーションに方針転換するとなれば、今後は新しい特別学校が設置されることはなくなるであろう。となれば、学齢障害児の就学率の向上は、通常の学校の通常の学級において実現されなければならない。

Lewis J. ら (1997) は、この方針転換を政府高級官僚からの情報として伝えているのであるが、表面上の政策と実際の施策とのくいちがいを示している。この2,000に増やすという根拠は、人口30万以上の行政区には障害児学校を1校、それ以下のところでは設置しないとして算出されたものである。

多大な対象児を擁し、しかも広大な農村部をかかえる中国において障害児学校を必要な数だけ設置するためには、膨大な財源を必要とする。経済の発展状況からして、かけ声とはうらはらに短期間での実現は不可能な計画と言わざるを得ない。

「当代中国教育」において、障害児教育が今後発展する可能性が開かれているとして、その根拠は、中華人民共和国義務教育法をもとにした各級機関の障害児教育に関する法的整備の進行を挙げるにとどまっている。義務教育制度そのものが農村部では不十分にしか実現されておらず、都市部においても1学級定員が50名を越える例が珍しくない現状においては、法の条文の持つ意味は必ずしも重くはない。北京において、障害児に対する一人あたりの教育予算は健常児のそれに比べて4.3倍であるとする資料もあるが、そのような現状を見るとき、その数値と比べて実際の予算額はなお十分なものではないことが想像される。

そして、掲げられた目標達成の方策として案出されたものが、インテグレーション、すなわち通常の学級への就学である。これを推進することにより、とにかく就学率を上げようということである。具体的な資料は持たないが、伝聞によれば、中国では長らく進級試験が実施されてきたが、最近では日本のような到達度の如何に関わらず加齢とともに学年が進む方式が導入されつつある。このような学年方式のもとでは、確かに障害児をそこに組み入れていく許容度が高くなる。

「全国特殊教育工作会议」に関連して、Lewis J. ら (1997) はつぎのように述べている。

中華人民共和国はこの50年間、知的障害児を特殊学校という補助的システムの中において教育するという政策をとってきた。しかしながら、1980年代において他の政

策上の選択肢へと傾斜の度を深めている。たとえば、北京で開かれた1988年特殊教育国家会議において、特殊学校は教育施設としてのバックボーンであり続けるであろうが、その数は限定され、その他の施設が発展するであろうということが決定された。この決定の中には、障害児を特殊学校に設置される特殊学級、あるいはまた通常の学級に在籍させることも含まれている。同様にまた、特殊学校は教授よりも他のことがらにおいてその役割を増大させることが期待されている。つまり、通常の学校に対するリソースあるいは研究の組織者としての役割である。会議後の時日の経過は、これらの提起の全体的な意図が特殊教育に関する政策的発展の支柱となっていることを示している。

センター的役割を持つ障害児学校は、先のような算定基準をもとに計画的に設置し、その努力は怠らないが、それ以上の設置は追求せずに通常学級への吸収により就学率を上げるということになる。

Lewis J. ら (1997) は、インクルージョンという用語は使用せず、インテグレーションという用語でこのような現状を記述しているが、同時に、ヨーロッパにおいて経験が蓄積されているインテグレーションとの相違にも言及している。日本における展開にも見られるのであるが、一定程度の障害児のための特別な教育機関の設置を前提として、つまり特別な機関への就学の可能性が確保されている状況の下で、なお通常の学級への就学を選択できる、そのような意味でのインテグレーションとはなっていない。障害児教育の独自性が制度的にも実践的にも発揮された歴史をくぐり抜けていないインテグレーションである。

こうした形のインテグレーションは、健常児と障害児の単なる統合ではなく、一致団結、集団帰属性、集団主義に特徴づけられる中国社会の目標に合致していると言えなくもないが、しかし、欧米で行われているインテグレーションに流れる社会正義、個人の権利と平等といった観点と比較した場合、異質性が見てとれる。

こうした中国の障害児教育政策と現実について、さまざまな角度から改善策等を提案することはできようが、その根底にある思想とは何かを明らかにしておかなければそうした提案は木を見て森を見ない類のものとなるといえよう。

その思想として、「権利としての障害児教育」があると考えられるが、この詳細は別稿に譲る。

いずれにせよ、通常の学級への就学を促進することが政策の主要な柱となっているが、それは、障害の重い子

どもを対象外にして成り立つものである。障害の有無に関わらず、そして都市部農村部に関係なく、「子どもの権利条約」等国際的にも広く受け入れられている“すべての子どもの教育を受ける権利”を保障する観点の浸透が求められている。⁴⁾⁵⁾

Lewis J. ら (1997) の記述の中で、これに関連して以下のような紹介がある。

IQ50-75の子どもは、特殊学校の軽度知的障害部に組み込まれており、IQ35-55の子どもは、中学位級に属することになる。重度あるいは重度重複児は、現在のところ政府の特殊教育システムの中には組み込まれていない。

しかしながら、いくつかの地域では、保護者と他の関心を持つ地域の人たちが、協力しあって重度の子どもに対する独自の教育サービスを組織するようになってきている。こうしたセンターでは、わずかの料金が父母から徴収され、建物は教室として借りられ、指導者も雇われており、バスが輸送のために購入され、日常的教育プログラムのために購入された設備が整えられている。そのようなセンターの多くは、同時に、食事や住居も提供している。そうした人たちの独自のサービスと行政が管理する機関とのギャップを認識して、国家教育委員会の地方組織はしばしばそれらのサービスが必要とする事業へ助成金を支給している。

ここでは「いくつかの地域」として、特定されていないが、今後こうした試みについて具体的な調査を進める必要性を感じる。日本においても、中国と同様にまずは視覚障害児及び聴覚障害児の教育がまず学校教育制度の中に成立し、第二次世界大戦後に肢体障害児、病・虚弱児、知的障害児の教育が本格化した経緯がある。そして1979年に「養護学校設置義務化」となり、すべての障害児の学校教育が保障されることとなったが、そこに至るまでに各地でここに紹介されているような形でのとりくみが展開され、それが大きな力となって「義務化」を実現したのである。そしてその過程で醸成され、共通の認識に高められたのが、「権利としての障害児教育」という思想であった。

ここで付言するならば、このような「いくつかの地域」での試みと、1976年の国連総会決議「障害の予防とリハビリテーション」のなかで提起されたCBR (Community - Based Rehabilitation) との関連が挙げられる。

「開発途上国では人口の70%が農村部に居住し、このような地域に暮らす障害者は、専門機関でのリハビリテーションを受けられないまま放置されている。そこで、学校などの地域にある資源を活用し、保健婦や教員の指導のもとに、障害者自身、その家族、地域のボランティ

アなどが協力し、サービスを提供するという方法が提唱された」ものである。⁶⁾

しかしながら、CBRの充実と発展は開発途上国であるか否かを問わず重要な課題である。そしてCBRが発展することによって学校教育の意義が薄らぐわけでもない。両者が相互に関連づけられて、車の両輪のように発展することが求められる。中澤⁷⁾がマレーシアで行った調査でもそのことが示されている。この調査は、CBRに参加している主として知的障害を持つ本人及び家族を対象として1994年にマレーシア10州で実施されたものであるが、「よい暮らしのために何があったらよいと思いますか」という問いに対し、「障害児のための学校」が最も高く全体の67.76%を占めていたという。

II 管理体制

「当代中国教育上」第13章第1節の3は、「特殊教育の管理」となっている。以下に訳出を試みる。

障害児教育（残疾少年儿童教育）は、基礎教育に属する。中央政府の「基礎教育を地方に移管する」という指令（精神）に従い、障害児教育の発展は「地方が責任を負い、中央が指導を行い、関連部門が分業的に協同し、社会の各界が積極的に支持する」の原則に従い、各方面の学校を創立（運営）する積極性を呼び起こさせる。国が学校を運営すると同時に、社会团体、工・鉱・林・農業の企業、ブロック経済組織、私营経済組織及び個人が学校を創立（運営）すること、基金を寄付すること、設備（用具）を献納することや、労力を拠出することなどに対して、国家は積極的に唱道し励ます。

真剣に責務を履行するために、各地の教育行政部門の指導者には専門家がなり、特殊教育の仕事を担当しなければならない。各省、自治区、直轄市の教育部門には特殊教育を管理する機構の他に敏腕で有能な人材が必要である。各地方（市）、県の教育部門には、もっぱら特殊教育を管理あるいは兼ねて管轄する職員が必要である。特殊教育の調査、研究、点検、監督、指導を強化しなければならない。特殊教育にめざましい成績を上げた地方、個人を表彰し、奨励する。

特殊教育は、社会性の強いものであり、全社会の関心を寄せる必要のある事業である。各級人民政府の統一的指導のもとで、教育部門を主とし、民政、衛生、労働、計画、財政と障害者連合会などの部門及び組織が緊密に結合して、それぞれの職務を遂行する。このようになれば、協同して特殊教育を首尾よく進行できる。

教育行政部門は、政府の各級各種の教育の管理する機

能部門であるので、特殊教育に対する指導を適切に強化しなければならない。その主な職務は、国家の特殊教育に関する方針、政策を貫徹、執行する責任を担当すること、課程計画、教学大綱及びそれと関わる規則、制度の制定に関すること、計画などの部門と一緒に特殊教育の発展計画をうまく成し遂げ、特殊教育にマクロ的な指導と具体的な管理を行い、特殊教育の教師の養成と教材の編集査定を組織する責任を担当することである。

民生部門は、児童福祉の機構と社区服務機構を組織する責任を負い、障害児に就学前教育、文化教育と職業技術教育を行う。

労働部門は、関係部門に積極的に協力し、障害者（青年）の就職前の育成訓練と在職での育成訓練について組織し推進しなければならない。

衛生部門は、障害児の障害分類と検査及び診断を担当し、学生募集時の考査について関係部門と結合して順調に進めなければならない。特殊教育（特殊学級）の障害児のリハビリ医療に対し、指導を行わなければならない。リハビリ医学の知識の宣伝と普及を担当する。

企画及び財政部門は、特殊教育事業の発展の計画に総合的な調整をはからなければならない。また、政策を制定し、基本建設の投資と経費の面で特殊教育事業を支援する。

障害者連合会は、特殊教育を発展させることを自らの重要な任務の一つとして、政府に協力し、社会成員を動員して特殊教育をすすめるなければならない。

労働組合、共産主義青年団、婦女連合会など、社会各層は熱情を発揮して特殊教育の事業を支持しなければならない。

以上がこの項の全訳であるが、この管理方針は施策の基本として広く宣伝されている。⁸⁾

日本の行政区割りと大差はないが、しかしこれらを実際にどのようにして実現していくかが問題となる。

III 教育内容

障害児教育の教育課程に関連する内容は、「当代中国教育（上）」第13章の中で新たに節が立てられ第2節を形成している。その中の第1項は盲学校の教育課程と指導法、第2項は聾学校のそれであり、あと第3項に知的障害が続く。

知的障害児の教育課程等については、つぎのように述べられている。

全日制知的障害児学校（学級）の任務は、真剣に道徳、

学習、体育（徳、智、体）を全面的に発展する方針を貫徹し、知的障害児の身体と知力の特色の実際から、彼らにそれに応じた教育、教学と訓練を行い、有効的に彼らの知力及び適応行動の欠陥を補償し、彼らが理想を持ち道徳性に富み、文化的でありそしてまた規律のある社会主義公民を養成するために、さらに社会生活に適応し自己の力で生活できる労働者を養成するためにその基礎を築く。

中国の知的障害児学校（学級）の募集対象は、軽度の知的障害児を主とし、条件が整っている場合には中度の知的障害児を採用して、実験する。

国が公布した知的障害の標準に基づいて、学生募集に関しては、教育部門、学校、医務、心理などの専門家と障害児の保護者とが協同で参画する。そして対象児を分類し、病歴、家族歴及び日常の行動を詳しく知り、その上に医学的検査、IQ測定、教育的検査、行動検査を行い、これらを基礎にしながらか種資料を加えて総合的に分析し、厳密に掌握する。その結果により知的障害児であるか否かを明確にする。議論の余地のある子どもあるいは一時で明確に判断できない子どもについては、一律に健全児として対処し、自宅近辺の通常の小学校に配属する。決して彼らに軽々しく「知的障害」のレッテルを貼ることをしてはならない。知的障害学校（学級）に入学した児童に、教学実践を経て、もし知的障害児ではないことが明らかになった場合には、主管部門を通して直ちに通常の小学校へ転籍させる。

知的障害児学校（学級）の学級の人数は、1クラスが12人を越えないことが望ましい。学級の中で個別に教学、あるいは集団に分けて教学を行い、教学内容から教学進度まで、すべて児童の状況を十分に配慮したものとする。条件のある知的障害児学校のある学科については、学年が異なっても実際のレベル、能力の同じあるいは近い児童を組織して教え、各児童の学習の潜在力を余すところなく発揮させて、成績の向上を目指す。

全日制知的障害児学校（学級）には、日常知識、国語、数学、音楽、美術・手工、体育、労働技能などの科目をおく。都市と農村及び各地の異なる状況によって、全日制知的障害児学校（学級）は、9年制でも6年制でもよい。

全日制知的障害児学校（学級）は、1年間35週の授業を行い、集団教育活動と機動（日本の「総合学習」にあたる）は4週、冬季及び夏期休暇、日・祝日、農繁期は13週である。1コマ授業は35分、1～2学年は授業中に3～5分の室内での休息あるいは活動の中断をおく。通常の小学校に附設した知的障害児学級は、各授業時間等

上記の規定に従って適当に案配する。

知的障害児学校（学級）の養成の目標に従って、知的障害児学校（学級）は教学、訓練及び各種の活動を通じて、知識技能の伝達、思想教育及び心身の欠陥の補償を有機的に結合し、児童の学習の潜在力を発展させ、彼らに社会生活に適応する能力及び簡単な生産労働の初歩的技能を身につけさせる。

音楽、美術・手工（美工）、体育の教学は、知的障害児の心身欠陥の補償と矯正に重要な役割を担う。各地の知的障害児学校（学級）は必要な措置をとり、この三つの学科の教学と活動を強化する。それと同時に、各地の学校は条件を積極的に作り、各学年の労働技能に関する教学を適切に配置し、生活における自助、家事労働、手工製作、公益労働の基礎の上で、中・高学年で状況に応じて適切に職業技能の教育を強化し、卒業後、社会労働へ参加する基礎を築く。条件のある学校は、9学年で職業教育を集中的に行い、当地の関係部門の支援のもとで一定の方向性を持った養成を執行し、校内での学習と就職先との関係づけを図る。

引用が長くなったが、これが記述内容の全体である。

特徴的なことは、やはりLewis J. ら（1997）も指摘するように、職業的自立が第一の目標となっており、したがって教育対象もそれが可能な知的障害児に限定されることとなる。表1は、Lewis J. ら（1997）によるが、彼らの指摘するところでは、同じく知的障害児学校であっても障害程度が重度化するにつれて学習する教科も減少する。すなわち、以下のようである。

「1987年に、軽度の知的障害児のための最初のシラバスが書かれた。第二番目のシラバスは、中度の知的障害児のために1994年に編成された。彼らは同じ特別の学校に在るのであるが、グループ分けされそれぞれのシラバスに従って学習する。通常学校のそれに比べて内容の範囲（スコープ）は狭くなっている。たとえば、イデオロギー教育、理科、地理、歴史、社会は、すべて両方のシラバスから除外されている。中度の知的障害児のシラバスではその他の科目も削除され相当異なるものとなっている。」

注及び参考文献

- 1) 当代中国双書編集委員会；当代中国教育（上、下）；当代中国出版社，1996。
- 2) 学齡障害児に関する統計調査は厳密に実施されているとは必ずしも言えないが、政府関係機関の調査では、ほぼ600万とされている。

Table 2: Syllabus areas taught in Chinese special schools

syllabus areas	blind	Deaf	Mr mild	Mr moderate
1. Academic				1. Social adaptation
General knowledge				Personal hygiene
Ideological education	✓	✓		Dressing
Chinese language	✓	✓	✓	Eating
Mathematics	✓	✓	✓	Toileting
Foreign language	✓			Sleeping
Social studies	✓	✓		Safety
History	✓			Family life
Geography	✓			Labour skills
Nature	✓	✓		Community training
Physics	✓			Job skills
Chemistry	✓			
Biology	✓			
Physical education	✓	✓	✓	
Orientatio and mobility	✓			
Music	✓		✓	
Phythmic exercises		✓		
Fine arts	✓	✓	✓	
Life skills guidance	✓			
Labour skills	✓	✓	✓	
2. Activites				2.Activities
Assemblies	✓	✓	✓	Perceptual training
Group activities	✓	✓	✓	Body awareness
Physical exercises	✓	✓		Music
Individual education plan	✓	✓		Art and craft
Interst activities	✓	✓	✓	
Self-leaming	✓			
Cultural activies			✓	
3. Local variation				3. Practical skills
	✓	✓		Chinese language
				Mathematics

Source: Adapted from Special Education Documents 1990-95 (1996).
Note. Mr=mentally retarded.

(Lewis J.らによる)

表 1

中国社会保障制度総覧；中国民主法制出版社，pp. 14, 25-1427.

- 3) John Lewis, Stella Chong - Lau & Julianne Y.C.Lo; Disability, Curriculum and Integration in China, European Journal of Special Needs Education, Vol. 12, No 2, pp. 95-106, 1997.
- 4) 児童の権利に関する条約。1989年11月20日、国際連合総会採択。1990年9月2日発効。

第28条 [教育への権利]

1. 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を斬新的にかつ機会に平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。（以下、略）

第23条 [障害児の権利]

1. 2. (略)
3. 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。（以下、略）
- 5) Oliver M.; Understanding Disability; Macmillan, 1996.
- 6) 石渡和実；アジアにおけるCBRの実践と日本のリハビリテーション；発達障害研究，第18巻，第3号，pp 3-4，1996.
- 7) 中澤健；マレーシアのCBRの現状と障害者の生活の実状とニーズに関する調査について；発達障害研究，

第18卷, 第3号, pp44-45, 1996.

8) たとえば、

金鉄寛; 中華人民共和国教育大事記第3卷, 山東教育
出版社, p. 1694, 1993.